

● 障害者特例・長期加入者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者(第1号厚年の女性以外の場合は生年月日が昭和16年4月2日以後昭和36年4月1日まで、第1号厚年の女性の場合は同じく昭和21年4月2日以後昭和41年4月1日までの間に限る)は「報酬比例部分」のみの老齢厚生年金が支給される間であっても、下記図表に示した「特例支給開始年齢(要するに、「報酬比例部分」の支給が開始される年齢)」からは、「報酬比例部分」+「定額部分」+(「加給年金額」)が支給されるという下記①及び②の特例があります。

① 障害者特例(厚生年金保険法附則第9条の2)

(適用要件)

・請求時点で傷病が初診日から起算して1年6か月(1年6か月以内に治った日(症状の固定日を含む)がある場合はその日)を経過して、障害の程度が障害等級3級以上に該当していること(つまり、傷病が治癒していなくても1年6か月経過日において障害の程度を認定することになっています)

・厚生年金保険の被保険者ではないこと

・当該特例の適用を請求※する必要があること(「[障害者特例・繰上げ調整額請求書](#)」(様式第401号)(日本年金機構ホームページより引用)をもって請求します)▶当該請求書を提出した日の属する月の翌月分から当該特例による支給が開始されます

※ 「報酬比例部分」のみの老齢厚生年金が支給される間で、「定額部分」の支給開始年齢到達前に、生年月日が昭和24年4月2日から昭和36年4月1日(第1号厚年の女性の場合は、昭和29年4月2日から昭和41年4月1日)までの場合(つまり、本来は「定額部分」がない年齢層)には65歳到達前に、「障害者特例」の適用要件に該当し、請求することで、請求日の属する月の翌月分から「報酬比例部分」に加えて、「定額部分」(場合によっては、「加給年金額」)が支給されることとなります。なお、「障害者特例」の場合には、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金制度改正法)」の施行日である平成26年4月1日より、障害厚生年金等の受給権者については、実際の請求の時期にかかわらず、障害状態にあると判断できる時点に遡って請求があったものとみなされる場合*1があります。

*1 平成26年4月1日以後の請求について、当該請求前に次の①から③のいずれかの日がある場合

① 障害年金の受給権*2を有していて、かつ、厚生年金保険被保険者でない者が特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった日

② 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって、かつ、厚生年金保険被保険者でない者が障害年金の受給権*2を有することとなった日

③ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって、かつ、障害年金の受給権*2を有している者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日

*2 このように、障害年金の受給権を有している者が、当該特例の適用により、特別支給

の老齢厚生年金の受給を選択する場合には、[「年金受給選択申出書」\(様式第 201 号\)](#)(日本年金機構ホームページより引用)の提出が必要となります。ただ、障害年金からの選択替えに伴い、障害年金が所得税や住民税において非課税であること、介護保険(神戸市の場合において確認)においては保険料を算定する際に用いられる「公的年金等の収入金額」、国民健康保険(神戸市の場合において確認)においては所得割額を算定する際に用いられる「算定用所得額」及び後期高齢者医療保険においては所得割額を算定する際に用いられる「賦課のもととなる所得金額(前年中の所得がベースになっていることを考えると必然的に非課税の一つとなる障害年金は含まれないことになると考えます)」に含まれていないことを考えると、選択替えをすることで却って不利になる場合もあり得ると思われまますので、それらを十分に考慮の上、ご対応いただく必要があろうと考えるところです。

※ なお、「[被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律\(被用者年金一元化法\)](#)」の施行により、平成 27 年 10 月 1 日からは、「退職時改定(従来は、被保険者資格を喪失した日から 1 か月経過した日の属する月から改定されていました。例えば、月末退職の場合には、翌月 1 日が資格喪失日となりますので、当該日から 1 か月経過した日は退職月の翌々月の 1 日ということになり、当該日の属する月から改定されていました) ([厚生年金保険法第 43 条第 3 項](#))は退職日が起算日となり、当該日から 1 か月経過した日の属する月(退職月の翌月)から改定されることになりました。ただ、当該特例の場合には、あくまでも資格喪失日が起算日となるとされていますので、被保険者であった特別支給の老齢厚生年金の受給者が月末退職した場合は、退職月の翌々月から当該特例が適用されることとなります。例えば、11 月末退職の場合、退職時改定は 12 月分から改定され、当該特例は翌年 1 月分から適用されることとなります。従って、退職時改定された 12 月分は当該特例の対象にならず、老齢厚生年金においては「報酬比例部分」のみとなり、仮に 11 月分まで障害等級 1 級 or 2 級の障害厚生年金及び障害基礎年金の受給者であった場合で、障害厚生年金に配偶者加給年金額の加算があれば、これらの障害年金を受給したほうが有利な場合が予想されますので、選択替えするならば、1 月分(当該月からは、「報酬比例部分」に加えて「定額部分」や「加給年金額 223,800 円(生年月日が昭和 18 年 4 月 2 日以後の受給権者であれば特別加算額として 165,100 円がさらに加算される場合があります)(いずれも令和 4 年度の額)」が支給されれば、11 月分までの障害厚生年金等よりもさらに多くなる可能性があるからです)から行うのが得策と言えるかもしれません。なお、「年金受給選択申出書」を提出した月の翌月分から選択した年金が支給されることとなります。ご留意下さい。

② 長期加入者特例(厚生年金保険法附則第 9 条の 3)

(適用要件)

- ・厚生年金保険の被保険者期間(他の被用者保険は合算できない。ただし、第 2 号厚年(国家公務員共済組合)と第 3 号厚年(地方公務員等共済組合)は公務員厚年として被保険者期間を合算できる)が 44 年以上であること
- ・厚生年金保険の被保険者ではないこと

「報酬比例部分」のみの老齢厚生年金が支給される間で、「定額部分」の支給開始年齢到達前に、生年月日が昭和24年4月2日から昭和36年4月1日(第1号厚年の女性の場合は、昭和29年4月2日から昭和41年4月1日)までの場合(つまり、本来は「定額部分」がない年齢層)には65歳到達前に、「長期加入者特例」の適用要件に該当(現実的には、事業所による「厚生年金保険被保険者資格喪失届」の提出があることが前提で、当該届の提出をもって、加入期間が44年以上である旨の判定により年金額の改定に繋がるわけです)すれば、当該日の属する月の翌月分から「報酬比例部分」に加えて、「定額部分」(場合によっては、「加給年金額」)が支給されることになります。

これらの特例は、被保険者でないこと、つまり退職していることが適用要件であることから、新たに厚生年金保険の被保険者になれば、「定額部分」の全部が支給停止となり、それに合わせて「加給年金額」が加算されていた場合には、「加給年金額」も支給停止となります。なお、当該部分については、令和3年9月に発出された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令案(概要)」(厚生労働省ホームページより引用)に記載された「障害者・長期加入者特例の老齢厚生年金の支給に関する経過措置」に繋がります。



「障害者・長期加入者特例の老齢厚生年金の支給に関する経過措置」について

令和4年10月1日から施行されている「被用者保険の適用拡大(①企業規模要件の引き下げ(500人超→100人超) ②士業の適用業種の追加(弁護士、税理士、社会保険労務士等に係る業務を行う事業の適用業種化) ③勤務期間要件の撤廃(雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態により判断して当初から被用者保険の適用対象とする)」(厚生労働省ホームページより引用)に伴い、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得することになる特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、これら特例に該当している者については、特別支給の老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止(在職老齢年金制度の適用が考えられる)に加えて、「定額部分」についても支給停止されてしまう事態が想定されます。

そこで、上記のような激変を緩和する措置が講じられることになります。

1. 令和4年10月1日前においてこれら特例が該当する特別支給の老齢厚生年金の受給権者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者(「繰上げ調整額」が加算されている受給権者)*3であること
2. 同一の事業所に令和4年10月1日前から勤務していること
3. 令和4年10月1日から施行されている「被用者保険の適用拡大(同上)」により令和4年10月1日より新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得したこと

上記1.から3.までの場合には、当該被保険者資格を喪失するまでの間、「定額部分」など

の支給停止は行わないこととする経過措置(「[被用者保険の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に該当する老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置](#)」(厚生労働省ホームページより引用)(令和4年10月1日施行)が講じられています。

さらに、令和6年10月1日から施行された「[被用者保険の適用拡大\(企業規模要件の引き下げ\(100人超→50人超\)\)](#)」(令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます)(厚生労働省ホームページより引用)に伴い、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得することになる特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、これら特例に該当している者については、特別支給の老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止(在職老齢年金制度の適用が考えられる)に加えて、「定額部分」についても支給停止されてしまう事態が想定されます。

そこで、上記のような激変を緩和する措置が講じられることになり、令和4年10月1日施行の際と同様に、「[年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令案について\(概要\)](#)(令和6年7月8日付)(厚生労働省年金局事業管理課)」とする文書が発出されています。

1. 令和6年10月1日前においてこれら特例が該当する特別支給の老齢厚生年金の受給権者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者(「繰上げ調整額」が加算されている受給権者)
***3**であること
2. 同一の事業所に令和6年10月1日前から勤務していること
3. 令和6年10月1日から施行される「被用者保険の適用拡大(同上)」により令和6年10月1日より新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得したこと

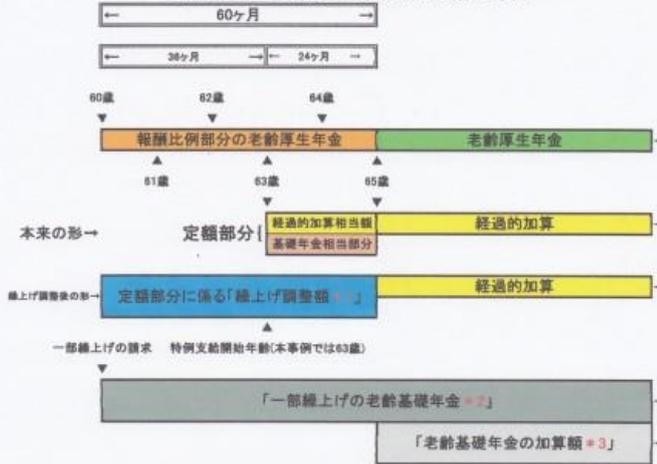
上記1.から3.までの場合には、当該被保険者資格を喪失するまでの間、「定額部分」などの支給停止は行わないこととする経過措置(「[被用者保険の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に該当する老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置](#)」(厚生労働省ホームページより引用)(令和6年10月1日施行)が講じられ、当該措置の適用を受けるためには、令和6年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明(押印不要)(引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類(給与明細、雇用契約書等)の写しの添付により代替可能とのこと)を添付して、「[障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届](#)」を日本年金機構に提出しなければならないとされています。

なお、当該経過措置に関連して、平成28年10月1日施行で、「短時間労働者への被用者保険の適用拡大(従業員500人超の企業が対象)」が実施された際にも、「[同様な経過措置](#)(日本年金機構ホームページより引用)が講じられていました。また、平成29年4月1日施行

で、従業員 500 人以下の企業でも労使で合意すれば、被用者保険に加入できる制度が実施されましたが、その際にも、[同様な経過措置](#)(日本年金機構ホームページより引用)が講じられていました。それらにつき、日本年金機構ホームページにおいて公表されていたリーフレットを添付しておきます。ご参考になさってください。

***3** 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者(「繰上げ調整額」が加算されている受給権者)とは、「定額部分」の支給開始年齢(61 歳から 64 歳まで)が段階的に引き上げられる昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日(第 1 号厚年の女性の場合は昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日)までの間に生まれた者は老齢基礎年金の支給繰上げについて「全部繰上げ」又は「一部繰上げ(「定額部分」の支給開始年齢に達する前に請求することが必要)」を請求できることになっています。その際、老齢基礎年金の「一部繰上げ」請求を選択した場合には、老齢厚生年金としては、「報酬比例部分」に加えて「繰上げ調整額」というものが支給されることとなります。詳細については、下記画像で、事例(PDF は[こちら](#)から)を掲示していますので、ご参考になさってください。

昭和21年3月31日生まれの第1号厚生年金保険被保険者の男子の場合で、
老齢基礎年金を60歳から一部繰上げた場合の事例



*1	<p>●「繰上げ調整額」とは、本来は特例支給開始年齢となる63歳から65歳までの24か月間に支給される「定額部分」の額を、本来は65歳から支給される老齢基礎年金のうちその一部についての60歳からの繰上げ請求に合わせて、60歳から65歳までの60か月間に繰り延べて支給されるよう調整された額のことを言います。</p> <p>●上記60か月のうち、定額部分に関しては、36か月が繰上げ月数ということになり、当該部分は減額対象になるというように捉え方をし、「繰上げ調整額」の計算式としては、 $\text{定額部分} \times (1 - 36 / 60 = 24 / 60)$ となります。</p> <p>●例えば、定額部分が80万円(有金額とする)とすると、 $80 \text{万円} \times (1 - 36 / 60) = 32 \text{万円} = 80 \text{万円} - (80 \text{万円} \times 36 / 60) = 32 \text{万円}$ となります。80万円 \times 2 = 32万円 \times 5 = 160万円</p>
*2	<p>●老齢基礎年金の一部繰上げの対象額としては、60か月分ではなく、老齢基礎年金に見合う定額部分の特例支給開始年齢が63歳であり、それを60歳へ繰上げすることから、当該定額部分の繰上げ月数が36か月ということで、老齢基礎年金の一部繰上げの対象額も当該36か月分と捉えることとなります。</p> <p>●その捉え方による老齢基礎年金の一部繰上げの対象額の計算式としては、 $65 \text{歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の額} \times 36 / 60$ となります。</p> <p>●そして、繰上げに伴う調整後の一部繰上げの老齢基礎年金の額の計算式としては、 $65 \text{歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の額} \times 36 / 60 - (65 \text{歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の額} \times 36 / 60 \times 0.55 \times 60)$ となります。</p>
*3	<p>●65歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の一部繰上げに伴う調整後の一部繰上げの老齢基礎年金の額=65歳から支給される「老齢基礎年金の加算額」の計算式としては、 $65 \text{歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の額} \times (1 - 36 / 60)$ となります。</p> <p>●65歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の額 - (65歳から支給されることになっていた老齢基礎年金の額 \times 36 / 60)</p>